**令和5年度 学校給食費について（お知らせ）**

**１．学校給食実施回数と学校給食費**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 学校・学年 | 1食単価 | 町負担 | 保護者負担 | 年間回数 | 年間給食費 |
| 大河原小学校・全学年金ケ瀬小学校・全学年大河原南小学校・全学年 | 305円 | 20円 | 285円 | 175回 | 49,875円 |
| 大河原中学校・1･2年金ケ瀬中学校・1･2年 | 350円 | 20円 | 330円 | 176回 | 58,080円 |
| 大河原中学校・3年金ケ瀬中学校・3年 | 164回 | 54,120円 |
| 大河原中学校・特支 | 162回 | 53,460円 |

　　物価高騰のため1食当たり20円の値上げとなりましたが、学校給食運営審議会の答申により、

児童生徒分の学校給食費は、値上げ分を町が負担し、上記のとおり据え置くこととなりました。

**2．納付方法と納期限**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 期　別 | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | 9期 | 10期 |
| 納期限 | 5/31㈬ | 6/30㈮ | 7/31㈪ | 8/31㈭ | 10/2㈪ | 10/31㈫ | 11/30㈭ | 1/4㈭ | 1/31㈬ | 2/29㈭ |

・納付方法は、原則口座振替による年１０回払いとなります。

・毎月末を納期限とし、口座振替します。月末が休日等の場合は、翌営業日に振替となります。

　・残高不足等により引落しができなかった場合は、口座振替不能通知書兼納付書や督促状兼納付書を送付します。裏面に記載されている金融機関又はコンビニエンスストアにてお支払いください。

・学校及び給食センターでの納入はできません。

・期別毎金額は、納入通知書をご覧ください。

**３．学校給食費の減額について**

　　食物アレルギー、乳糖不耐症等による症状がある、宗教上の理由等により、牛乳が飲めない又は牛乳だけ飲用したい場合、学校にお申し出ください。減額申請書（医師の診断書添付）の提出により、減額認定後、給食の一部を停止し、給食費を減額いたします。

**4．学校給食の停止・再開について**

学校を病気や事故等により長期間（連続５日以上）休む場合は、学校にお申し出ください。届出書提出後の給食を停止した分の給食費を減額又は返金いたします。

給食を再開する場合も、学校にお申し出ください。届出の翌週又は翌々週から給食を提供いたします。

**５．学校給食の提供がなかった場合について**

台風・災害や感染症の発生等により学校が臨時休業（学年閉鎖・学級閉鎖を含む）し給食の提供がなかった場合、給食費は徴収いたしません。

**６．学校給食費の調整について**

　　上記3．4．5．のような給食費の金額に変更があった場合は、原則10期で調整いたします。「納入通知書（変更）」等の文書でお知らせいたしますので、ご確認ください。

　　過納となった場合は、返金いたします。なお、未納がある場合は充当いたします。

**７．振替口座を変更したい場合について**

　　口座変更希望の場合は、学校又は給食センターへご連絡ください。口座振替申込書をお送りいたします。（町内の金融機関には、口座振替申込書があります。窓口でお申し出ください。）

**８．その他の学校給食費の納入方法について**

　　就学援助費、生活保護費、児童手当から代理納付（天引き）等により納入することもできます。認定に時間がかかり、先に納付された場合は、認定後に返金する場合があります。